

様式第 1 - 6 (日本産業規格 A 列 4 番)

野協第 号  
令和 4 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 野洲市地域公共交通会議  
住 所 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1  
代表者氏名 委員長 委員長氏名

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称
野洲市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>野洲市は、JR東海道本線（琵琶湖線）が運行しており、JR野洲駅、隣接する近江八幡市の篠原駅が立地している。野洲駅から京都駅まで約26分、大阪駅まで約55分と利便性が高い。野洲駅を軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。また、野洲市から守山市に向かう幹線及び野洲市から湖南市、近江八幡市、竜王町に向かう路線が運行している。</p> <p>しかしながら、車社会の進展とともに、自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支の悪化による減便やこれに対応する行政における負担の増加等、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>そこで本市では、必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまちを基本方針として「第2次野洲市総合計画」を令和3年4月に策定した。令和3年7月に改訂した「野洲市立地適正計画」では、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、乗り継ぎが不十分である補助対象地域間幹線系統「服部線」と市内路線「吉川線」を「錦の里」で接続し、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
吉川線の利用者数を毎年1%程度増加（令和2年度の実績42,919人）とする。
(2) 事業の効果
「吉川線」を維持することにより、野洲市の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
コミバスリーフレットに路線バスの時刻表とセットし、転入者等に配布すると共に市内公共施設に設置する。（野洲市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
野洲市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を除いた経費の一部を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
近江鉄道株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年6月2日（令和4年度第1回野洲市地域公共交通会議） 地域内フィーダー系統確保維持計画について</li> </ul>	
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>野洲市地域公共交通会議の構成員に、住民または利用者の代表として「野洲市自治連合会」「老人クラブ」の各種団体の代表者が含まれている。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	滋賀県（土木交通部交通戦略課）、
関係市区町村	野洲市（市民部協働推進課）
交通事業者・交通施設管理者等	近江鉄道株式会社、滋賀バス株式会社、滋賀県南部土木事務所、滋賀県守山警察署、滋賀県バス協会、私鉄滋賀県協議会
地方運輸局	近畿運輸支局滋賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	野洲市自治連合会、老人クラブ、

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

（所 属） 市民部協働推進課

（氏 名） 山田 春美

（電 話） 077-587-6043

（e-mail） kyodosuishin@city.yasu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
野洲市	近江鉄道(株)	(1) 吉川線①	野洲 駅北 口	西河原 五丁目	野洲 駅北 口	往 12.3 km 循環	241日		路線定期運行	①	錦の里で補助対象地域 間幹線系統「服部線」と 接続	②
	近江鉄道(株)	(2) 吉川線②	野洲 駅北 口	吉地	あや め浜	往 10.5 km 復	241日		路線定期運行	①	錦の里で補助対象地域 間幹線系統「服部線」と 接続	②
		(3)				往 km 復 km	日					
		(4)				往 km 復 km	日					
		(5)				往 km 復 km	日					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
野洲市	近江鉄道(株)	(1) 吉川線①	野洲 駅北 口	西河原 五丁目	野洲 駅北 口	往 12.3 km 循環	240日		路線定期運行	①	錦の里で補助対象地域 間幹線系統「服部線」と 接続	②
	近江鉄道(株)	(2) 吉川線②	野洲 駅北 口	吉地	あや め浜	往 10.5 km 復	240日		路線定期運行	①	錦の里で補助対象地域 間幹線系統「服部線」と 接続	②
		(3)				往 復 km	日					
		(4)				往 復 km	日					
		(5)				往 復 km	日					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
野洲市	近江鉄道(株)	(1)	野洲 駅北 口	西河原 五丁目	野洲 駅北 口	往 12.3 km 循環	241日		路線定期運行	①	錦の里で補助対象地域 間幹線系統「服部線」と 接続	②
		(2)	野洲 駅北 口	吉地	あや め浜	往 10.5 km 復	241日		路線定期運行	①	錦の里で補助対象地域 間幹線系統「服部線」と 接続	②
	(3)				往 復 km	日						
	(4)				往 復 km	日						
	(5)				往 復 km	日						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	野洲市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,671
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

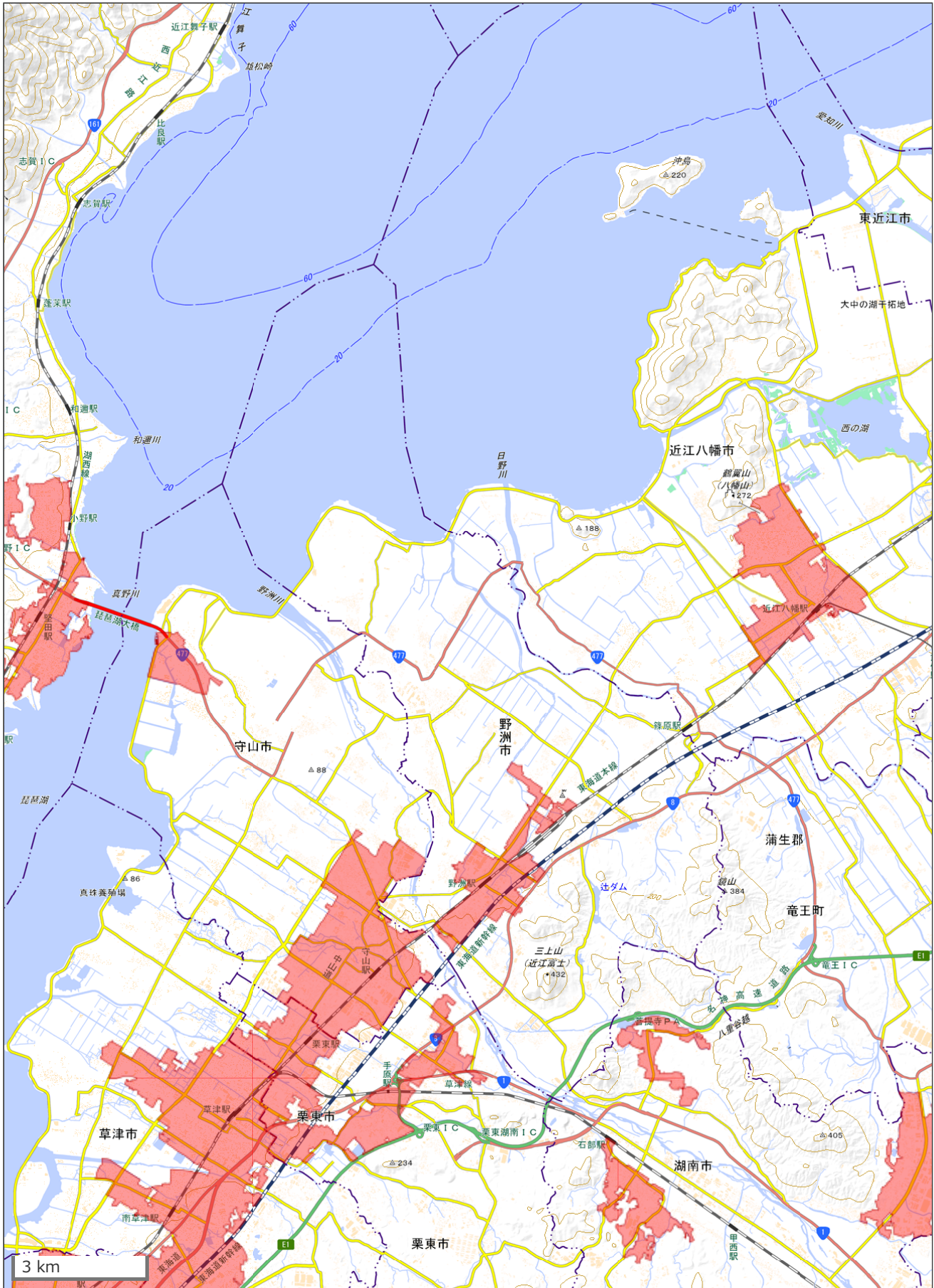
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 地理院地図 野洲市

GSI Maps



H27 人口集中地区